

# 9月9日は救急の日

9月3日～9日は救急医療週間



## ■救急車の適正利用についてのお願い

近年、軽い病気やケガなど緊急性がないにもかかわらず、救急車を利用するため、出場件数が急増しています。このような状況が進むと、1分1秒を争う重症患者への対応が遅れてしまいます。

救急車や救急医療は限りあるものです。いざというときの皆さん自身や家族の安心のために、救急車の利用や救急医療の受診について考えましょう。尊い命を救うために、また必要なときに救急車が使えるよう、救急車の適正利用に協力ください。

こうしたケースで救急車が呼ばれることがあります。本当に必要か考えてみましょう。

- ▶ 蚊に刺されてかゆい
- ▶ 海水浴に行って、日焼けした足がヒリヒリする
- ▶ 紙で指先を切った。血は止まっているが…
- ▶ お酒を飲み過ぎて体がだるい
- ▶ 病院でもらった薬がなくなった
- ▶ 今日入院予定日だから、病院に行きたい
- ▶ ヘルパーを呼んだが来てくれなかったため、代わりに救急車を呼んだ
- ▶ 病院で長く待つのが面倒



## ■愛媛の救急医療を守ろう

県では、皆さんが安心して救急医療を受診できるようにするため、「愛媛の救急医療を守る県民運動（愛救県民運動）」を実施しています。

### 【普段から3つの心がけ】

- ▷ 日ごろから「かかりつけ医」を持ちましょう。
- ▷ 健康診断や検診などで、病気の予防や早期発見に努めましょう。
- ▷ 家庭で薬を常備しましょう。

### 【受診にあたっての心がけ】

- ▷ なるべく医療機関の「通常の診療時間内」に受診しましょう。

### 【症状は軽いけれど…】

- ▷ 休日などに、どの病院に行けばいいかわからないときは、えひめ医療情報ネット (<http://www.qq.pref.ehime.jp/>)、または消防署音声案内サービス (☎23-0111) を利用ください。
- ▷ 子どもの急な病気やけがで心配なときは、小児救急医療電話相談 (☎#8000) を利用ください。

## ■普通救命講習会

救える命を救うためには、応急手当が重要です。宇和島消防本部では毎月第2日曜日に応急手当の月例講習会を行っています。いざというときのためにも、正しい応急手当を身につけておきましょう。

【と き】 9月10日(日) 午前9時～正午

【ところ】 宇和島消防本部 4階大会議室

【内容】 心肺蘇生法・AED・止血・異物除去 など

【申込・問合先】 宇和島地区広域事務組合消防本部 警防課救急係 ☎20-0119

## ■防災・防犯啓発イベント

【と き】 9月17日(日) 午前10時～午後3時30分

【ところ】 フジグラン北宇和島

【内容】 応急手当体験、消防・災害・防犯車両展示、防災・防犯のパネル展示 など

※各団体により、開催時間が異なります。詳しくは、お問い合わせください。

【問合先】 宇和島地区広域事務組合消防本部警防課 救急係 ☎20-0119

宇和島警察署警備課 ☎22-0110

自衛隊愛媛地方協力本部宇和島地域事務所 ☎23-5431  
危機管理課 ☎49-7006

## ■安心して救急医療を受診するために

休日や夜間の救急医療体制は、輪番体制で運営しています。限られた医療スタッフで運営しているため、今後も救急医療を継続していくには、医療スタッフの負担を少しでも軽減させることが必要です。救急医療の適正受診について、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

当番医	医療機関
毎週火曜日	医療法人沖縄徳洲会宇和島徳洲会病院 ☎22-2811
毎週木曜日	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院 (JCHO宇和島病院) ☎22-5616
上記以外	市立宇和島病院 ☎25-1111

※小児救急患者は、市立宇和島病院で受け入れ、対応します。

【休日昼間の受診】 比較的軽症の人は、休日当番医の医療機関で受診してください。詳しくは、「広報うわしま 休日当番医」をご覧ください。

## 木造住宅耐震化緊急支援

いつか必ずやってくる南海トラフ地震。地震で倒壊した住宅が道路をふさぎ、救急車や消防車が通れなくなったら？倒壊した住宅の下敷きになってしまったら、地震後に発生する津波や火災からどうやって逃げますか？市では、住宅の耐震診断や耐震化の補助を行っています。あなたとあなたの家族を守るのは、あなた自身です。



▷新制度により、評価手数料実費のみで耐震診断が実施できます

▷補助金額は最大118万円

改修工事費は90万円までなら実質無料です

**【受付期間】** 平成30年1月31日(水)まで（先着順）  
※予算がなくなり次第締め切ります。

**【対象者】** 市内の住宅の所有者（親または子の住宅を含む）で、納期の到来した市税を完納している人

### 【対象住宅】

▷昭和56年5月31日以前に着工された一戸建住宅（お気を付けください）

- ・住宅以外の用途を兼ねる住宅については、その床面積が過半でないものに限りです。
- ・枠組み壁工法、丸太組工法および大臣認定を受けた工法は対象外です。

▷地上階数が2階以下で延べ面積が500㎡以下のもの

### ■耐震診断

「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所が、「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づき実施する「耐震診断」が対象。

診断は「派遣方式」か「補助方式」のどちらかを選択できます。

○派遣方式＝耐震診断を希望する住宅に耐震診断技術者を派遣

**【派遣対象戸数】** 先着30戸限定

○補助方式＝耐震診断を希望する住宅の所有者に補助

**【補助金の額】** 補助対象経費の3分の2以内の額とし、限度額4万円

**【補助対象戸数】** 先着10戸限定

**【昨年度の実績】**

診断費用：7万～8万円程度で平均約7万円

### ■耐震改修工事

耐震診断の結果、上部構造評点が基準以下となっている木造住宅について行う「耐震改修設計」、「耐震改修工事監理」および「愛媛県木造住宅耐震改修事業者」の登録を受けた建築業者が行う「耐震改修工事」が対象となります。

**【補助金の額】**

○耐震改修設計＝補助対象経費（評価費用含む）の3分の2以内の額とし、限度額20万円

○耐震改修工事監理＝補助対象経費の3分の2以内の額とし、限度額4万円

○耐震改修工事＝補助対象経費以内の額とし、限度額90万円

**【補助対象戸数】** 先着15戸限定

**【昨年度の実績】**

設計費用：30万～36万円程度で平均約33万円

監理費用：6万～10万円程度で平均約8万円

工事費用：180万～900万円程度で平均約420万円

### ■木造住宅の耐震化に要する費用の目安

**【昨年度の実績】** 木造2階120㎡程度

	耐震診断	改修設計	工事監理	改修工事	合計
耐震化費用	7万円	36万円	8万円	180万円	231万円
自己負担額	3万円	16万円	4万円	90万円	113万円
市補助金	4万円	20万円	4万円	90万円	118万円

### ■税の軽減制度

耐震改修を行った場合、申請すれば固定資産税と所得税が減額されます。

**【申込方法】** 建築住宅課担当者に事前相談をしたあと、申請書類などを提出してください。申請書類などは市ホームページからもダウンロードできます。  
※補助金の申請をして、交付決定の通知が届いたあと、着手することになります。

**【申込・問合せ先】** 建築住宅課 ☎24-1111 内線2619